

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	岡山県公安委員会 第12号
	氏名又は名称	富士警備保障株式会社
	代表者の氏名	神農 泰龍
	主たる営業所の所在地	岡山市北区東古松480番地23
	処分に係る営業所の名称及び所在地	富士警備保障株式会社 岡山市北区東古松480番地23
処分年月日	令和7年12月4日	
処分内容	富士警備保障株式会社の警備業務に係る営業の停止 (令和7年12月5日から令和7年12月14日までの間)	
処分理由・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分理由 警備員に対する教育義務違反（警備業法第21条第2項） 警備員名簿等虚偽記載（同法第45条）</li> <li>根拠法令 警備業法第49条第1項（営業の停止等）</li> </ul>	
処分を行った公安委員会	岡山県公安委員会	